



決 算 公 告
彰 化 商 業 銀 行 東 京 支 店
CHANG HWA COMMERCIAL BANK, LTD. TOKYO BRANCH

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館7階
 代表者：支店長 劉麗芳

貸借対照表

(西元 2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
現金預け	12,240	預金	8,187
コ ー ル 口 一	4,000	譲 渡 性 預 金	—
買 現 先 勘 定	—	コ ー ル マ ネ ー	5,000
債券貸借取引支払保証	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 手 形	—	債券貸借取引受入担保金	—
買 入 金 銭 債 権	—	売 渡 手 形	—
商 品 有 価 証 券	—	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	—
金 銭 の 信 託	—	借 用 金	—
有 価 証 券	—	外 国 為 替	442
貸 出 金 替	61,635	そ の 他 負 債	998
外 国 為 替	463	賞 与 引 当 金	—
そ の 他 資 産	218	退 職 給 付 引 当 金	61
有 形 固 定 資 産	326	そ の 他 の 引 当 金	6
無 形 固 定 資 産	—	特 別 法 上 の 引 当 金	—
前 払 年 金 費 用 産 産	—	繰 延 税 金 負 債	—
繰 延 税 金 資 産	—	支 払 承 諾	253
支 払 承 諾 見 返 産 産	253	本 支 店 勘 定	59,724
貸 倒 引 当 金	△ 618	小 計	74,675
本 支 店 勘 定	133	持 込 資 本 金	2,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,977
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—
		土 地 再 評 価 差 額 金	—
合 計	78,652	合 計	78,652

損益計算書

西元 2022年4月1日から

西元 2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経 常 収 益	1,277
資 金 運 用 収 益	1,222
(うち貸出金利息)	(1,185)
(うち有価証券利息配当金)	(—)
役 務 取 引 等 収 益	44
そ の 他 業 務 収 益	5
そ の 他 経 常 収 益	4
経 常 費 用	887
資 金 調 達 費 用	379
(うち預金利息)	(4)
役 務 取 引 等 費 用	5
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費 用	320
そ の 他 経 常 費 用	181
経 常 利 益	389
特 別 利 益	—
特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	389
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204
法 人 税 等 調 整 額	△ 12
法 人 税 等 合 計	191
当 期 純 利 益	198

(注記事項)

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項 **該当なし**

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円
危険債権額	- 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
小計額	- 百万円
正常債権額	62,057 百万円
合計額	62,057 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 **減価償却累計額は312百万円。圧縮記帳なし。**

(4) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額 **該当なし**

(5) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 **該当なし**